

様式1 (表面)

## 現 状 確 認 書

年 月 日

(提出先)

大 阪 市 水 道 局 長

住 所

氏 名

次のとおり、大阪市水道事業給水条例第40号第\_\_\_\_号の規定に違反していることを確認いたしました。

給水装置所在地				
使用者等(氏名)	様			
調定番号				
水栓番号		業 態		用途 一般・業務・湯屋
現状確認日時 年 月 日 時 分	現状確認者			
違反概要				
備 考				

大阪市水道事業給水条例 (抜粋)

(違反処分)

第40条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、その理由の継続する間給水を停止し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。

- (1) 料金、分担金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき
- (2) 給水を濫用し、又は局長の許可を受けないでこれを販売したとき
- (3) 正規の手続を経ないで、工事を行い、又は給水装置を使用したとき
- (4) 消火のためのほか、局長に届け出ないで私設消火栓を使用したとき
- (5) 市職員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例の規定に基づく指示に違反したとき

第41条 前条各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、50,000円以下の過料を科する。

- 2 詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。

年 月 日

水道センター

給水条例違反調書											
発見年月日	年 月 日	発見者 (所属・氏名)				ほ脱 期間	自 年 月 日 至 年 月 日	ほ脱 水量		出	
給水装置所在地	測定番号		業態			ほ脱水量認定基礎					
	使用場所	区	(マンション名: 部屋番号)				用途	水道料金	下水道使用料	合計金額	
	使用者等(氏名)		水栓番号		号		円	円	円		
	所有者 住所 氏名					決定年月日	年 月 日	収入年月日	年 月 日	領収書番号	
違反工事	施工年月日	年 月 日				工事施工	申込日	年 月 日	竣工日	年 月 日	
	施工者 住所 氏名						施工業者	住所業者名			
違反概要											
違反調査及び処理等	現状確認・聴取調査年月日		現状確認・聴取調査者			過料	料金過料	工事過料	その他過料	下水道過料	
	聴取調査年月日							円	円	円	円
	証拠写真有無(撮影日)	有( 年 月 日)・無	切替等の是正(いづれかに○)		処置 未処置		課出基準 別表内容区分( ) 決定基準の種目( )	課出基準 別表内容区分( ) 決定基準の種目( )	課出基準 別表内容区分( ) 決定基準の種目( )	「下水道過料の徴収について」の規程に基づき徴収	
	給水停止執行年月日	年 月 日	給水停止執行書交付年月日	年 月 日		決定年月日	年 月 日	収入年月日	年 月 日	領収書番号	
警察への届出又は相談年月日	年 月 日	給水条例違反通知書交付年月日	年 月 日		給水停止	予告書交付	年 月 日	執行書交付	年 月 日		
						備考	執行理由 (該当項目に○をする) ( )工事申込勧告に応じないとき ( )ほ脱料金又は過料を期日までに納付しないとき ( )条例違反に対する本市の求めに応じないとき(その内容を記載: )				

給水条例違反通知書

給水装置所在地 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

使用者等（氏名） \_\_\_\_\_ 様

調定番号等

調定番号											水栓番号	

上記給水装置所在地でご使用いただいている水道は、 \_\_\_\_\_ のため、大阪市水道事業給水条例第 40 条第 \_\_\_\_\_ 号の規定に該当しております。  
 なお、弁明をするときは、別紙「弁明の機会付与通知書」を参照してください。

大阪市水道事業給水条例（抜粋）  
 （違反処分）

第 40 条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、その理由の継続する間給水を停止し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。

- (1) 料金、分担金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき
- (2) 給水を濫用し、又は局長の許可を受けないでこれを販売したとき
- (3) 正規の手続を経ないで、工事を行い、又は給水装置を使用したとき
- (4) 消火のためのほか、局長に届け出ないで私設消火栓を使用したとき
- (5) 市職員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例の規定に基づく指示に違反したとき

第 41 条 前条各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、50,000 円以下の過料を科する。  
 2 詐欺、その他の不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。）以下の過料を科する。

年 月 日

大阪市水道局長

（担当事業所名）

担当者 \_\_\_\_\_

年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市水道事業給水条例違反にかかる過料決定通知書

大阪市水道事業給水条例第40条第\_\_\_\_号の規定に該当しますので、同条例第41条の規定に基づき、次のとおり過料を決定します。

1 給水装置所在地 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

2 使用者等（氏名） \_\_\_\_\_ 様

3 調定番号等

調定番号													水栓番号

4 過料の金額

5 納付期限 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

6 納付方法 \_\_\_\_\_ 別添の納入通知書による

大阪市水道事業給水条例違反にかかる給水停止予告書

給水装置所在地 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

使用者等（氏名） \_\_\_\_\_ 様

調定番号等

調定番号													水栓番号

- 1       年       月       日付けで決定しました \_\_\_\_\_ を納付期限までにお支払い  
 いただいております。  
       つきましては、納付期限を \_\_\_\_\_ 年       月       日までに延期しますので、必ず期限内に  
 お支払ください。  
       なお、期限内にお支払いいただけない場合は、大阪市水道事業給水条例第 42 条の規定によ  
 り給水を停止します。
- 2   給水停止はご不在でも執行します。
- 3   給水停止によりいかなる損害が生じても、当局は一切責任を負いません。

年       月       日

大阪市水道局長

(担当事業所名)

大阪市水道事業給水条例違反にかかる給水停止執行書

\_\_\_\_\_様

給水装置所在地 \_\_\_\_\_区

使用者等（氏名） \_\_\_\_\_様

調定番号等

調定番号													水栓番号

- 1 あなたがご使用の水道は、\_\_\_\_\_のため、  
大阪市水道事業給水条例第 条第 号の規定により給水を停止しました。  
 なお、給水停止によりいかなる障害が生じても、当局は責任を負いません。
- 2 給水停止解除等の連絡につきましては、下記担当事業所までお問い合わせください。

年 月 日

大阪市水道局長

(担当事業所名)

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。